

【既定】	住宅施策の推進	予算額	16,745 千円
------	---------	-----	-----------

事業の目的・概要

誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現に向けて、住宅確保要配慮者^{※1}に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した居住支援協議会の運営支援を行うとともに、住宅確保要配慮者への家賃助成制度等による居住支援策の充実を図り、住まいの安定確保を促進します。

※1 住宅確保要配慮者…住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

主な取組内容

➤ 居住支援協議会の運営支援

居住支援協議会における、入居相談・住宅情報の提供、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業を円滑に実施できるよう運営支援を行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図ります。

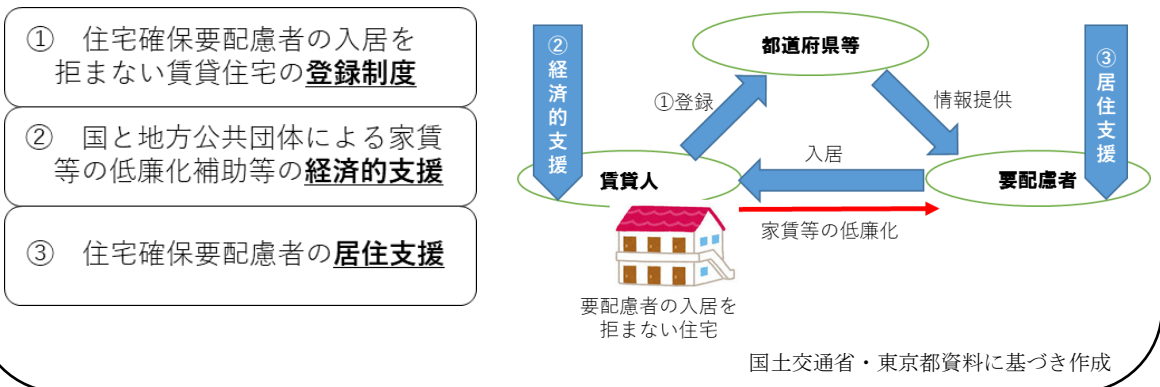
➤ 家賃助成制度等による居住支援 **新規** **拡充**

住宅セーフティネット制度におけるセーフティネット住宅の登録を促進するとともに、住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅^{※2}の賃貸人に対し、家賃を引き下げた差額を補助することで、住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう支援します。

また、住宅確保要配慮者への家賃助成制度について、他自治体の例なども参考に、令和6年度中の創設に向けて引き続き検討を進めます。

【住宅セーフティネット制度の概要】

民間賃貸住宅の空き室等を活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度で、以下の3つの柱から成り立っています。



※2 セーフティネット専用住宅…セーフティネット住宅として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅